

## 議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査

#### (1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

#### (2) 派遣場所

##### ① 北海道町村議会議員研修会[北海道町村議会議長会主催]

札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）

##### ② 先進地視察調査

札幌市、千歳市

#### (3) 派遣期間

令和元年6月25日～26日（2日間）

#### (4) 派遣議員

全議員 19人

### 2 新任議員研修会[北海道町村議会議長会主催]

#### (1) 目的

議員活動に必要な知識、地方自治諸制度及び福利制度等を習得するため。

#### (2) 派遣場所

第2水産ビル（札幌市中央区）

#### (3) 派遣期間

令和元年7月9日（1日間）

#### (4) 派遣議員

石川康弘、酒井はやみ 2人

### 3 議会広報研修会[北海道町村議会議長会主催]

#### (1) 目的

議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。

#### (2) 派遣場所

ポールスター札幌（札幌市中央区）

(3) 派遣期間

令和元年 8 月 20 日（1 日間）

(4) 派遣議員

広報広聴委員会委員 5 人

（内山美穂子、荒貴賀、石川康弘、岡本眞利子、酒井はやみ）

4 高校生講座（幕別高等学校）

(1) 目的

次代を担う高校生に選挙や政治、また、身近な地方行政への関心を高めるため。

(2) 派遣場所

幕別町役場 議議及び会議室

(3) 派遣期間

令和元年 7 月 23 日（1 日間）

(4) 派遣議員

議長、副議長、議会運営委員会、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会及び広報広聴委員会の正副委員長 9 人

5 その他

上記 1 から 4 の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。